

## 白子町監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年3月31日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

### 記

#### 第1 請求人

氏名 （白子町在住者）

#### 第2 請求の内容

請求人から令和8年1月30日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和8年1月30日住民監査請求書）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する下記のとおり住民監査請求を行います。

##### 1 請求の対象となる財務会計行為

白子町が実施する委託型地域おこし協力隊制度に関し、当該制度に基づく委託契約の締結、活動経費の支出、隊員用住宅等の貸付・使用許可その他一切の財務会計行為（令和7年9月30日付けで退任したA氏に対しての請求）。

##### 2 請求の要旨

上記財務会計行為について、地方自治法第232条の2に反する違法又は不当な支出が行われていないかを監査し、違法又は不当と認められる支出については重大な損益をもたらす原因を作成した起案者、B氏の処分及び前町長並びに公金を流用してのビール工場設備設置費を営利事業者C社に対して返還請求を現町長に求める。

##### 3 請求の理由

本件委託型地域おこし協力隊制度は、当時担当職員であるB氏が起案者として設置要項を作成し、運用されてきたものである。しかしながら、当該要項は国の地域おこし協力隊制度の趣旨、すなわち公益性の確保、私益との峻別、支出原因

及び目的の明確性等を十分に担保していない疑いがある。

請求人は、制度運用開始以降、当該問題点について複数回指摘し是正を求めてきたが、B氏はこれらの指摘を十分に検討することなく、協議を拒否し、制度運用を継続させた。この結果、現在に至るまで、制度設計上の欠陥に起因する不適切な支出が反復継続する構造が生じている。

特に、地域おこし協力隊員A氏に係るクラフトビール事業については、営利事業との区別が不明確なまま活動経費や貸付等の行政支援が行われている疑いがある。また、D病院の現代表者が、C社当時の代表取締役であり、現在も実質的に関与している可能性があるにもかかわらず、これらの関係性が協力隊制度上明示されていない点は重大な問題である。

以上から、本件は個別支出の当否にとどまらず、設置要項起案者であるB氏の注意義務違反に起因する制度的欠陥及び内部統制不備が核心であり、監査委員による厳格な監査が必要である。

#### 4 求める措置

- (1) 本件制度及び関連支出の適法性・妥当性についての監査
  - (2) 違法又は不当な支出が認められた場合の返還その他の措置
  - (3) 設置要項及び運用体制の全面的見直しと再発防止策の実施  
(添付されている事実証明書)
- (令和8年1月30日住民監査請求書)

#### 1 起案書(令和5年8月22日起案分・令和6年1月25日起案分)

(住民監査請求 追加提出書面(制度設計上の重大過失に関する補充書面))

#### 第1 本書面の位置付け

本書面は、既に提出した住民監査請求書を前提として、委託型地域おこし協力隊制度の制度設計及び運用に関し、起案者であるB氏の重大な過失を具体的に明らかにするため提出するものである。

#### 第2 B氏の職務権限及び責任

B氏は、本件委託型地域おこし協力隊制度の設置要項の起案者として、制度設計に関し、支出の根拠、成果の帰属、私益との峻別及び運用管理方法を定める職責を負っていた。したがって、本件制度に基づく財務会計行為の適法性を確保する第一次的責任を有していた。

#### 第3 注意義務違反の内容

請求人は制度運用開始以降、公益性の不明確性、営利事業との混在及び支出根拠の不備について繰り返し指摘し、是正を求めてきた。しかしながらB氏は、これらの指摘について十分な検討を行わず、制度運用を継続させた。その結果、成果の帰属が整理されないまま公金支出が行われ、町に財産が残存しない状態が発生した。

#### 第4 成果不帰属の事実

A氏の活動により形成されたクラフトビール製造設備はC社に帰属しており、

白子町には帰属していない。また、A氏退任後、町に残存する財産的成果は確認できない。したがって、本件支出に対応する町の財産的利益は存在しない。

## 第5 損害発生との因果関係

本件損害は、制度設計段階において成果帰属条項、履行確認方法及び私益排除規程を定めなかったことに起因する。制度設計上これらが整備されていれば、本件支出は行われなかったか、又は町に成果が帰属していた。したがって、損害はB氏の注意義務違反により生じたものである。

## 第6 求める措置

- 1 A氏に対する支出金の全額返還請求
- 2 B氏に対する損害賠償請求
- 3 制度設計及び運用に関する関係文書の提出及び調査

### 第1 本件の問題の所在

本件は、白子町が地域おこし協力隊として採用したA氏の活動について、

- ・その活動の成果が白子町に帰属していないこと
- ・町費が支出されているにもかかわらず、町の財産形成・返礼品開発等の成果が存在しないこと
- ・活動の実態が特定民間企業（C社）の事業準備行為に充てられていることにより、

地方自治法第242条第1項にいう違法又は不当な公金支出が生じている疑いがあるものである。

さらに本件は単なる事業不調ではなく、制度設計段階における重大な過失（特に当時の担当職員大塚による判断過程）が根本原因となっている点に本質がある。

### 第2 時系列の整理（新事実反映）

#### 1 土地取得の時期

B社が白子町の土地を取得したのは→令和5年7月21日である。

#### 2 A氏の着任

A氏の地域おこし協力隊としての着任は→令和5年11月である。

したがって、着任時点で当該事業は町の事業として具体的に確定していたものではなく、町の施設・町の設備・町の財産形成計画も存在していなかった。

#### 3 初年度活動計画書提出時点

初年度計画書の段階では

- ・事業主体
- ・施設の帰属
- ・成果物の帰属
- ・返礼品化のスキーム

が確定していない状態であった。これはすなわち、委託契約として必要な成果指標が存在しないことを意味する。

### 第3 事業実態と成果帰属の不存在

実際にA氏の活動によって整備されたのは、C社の設備のみである。その結果、

- ・町の所有物となった設備→存在しない
- ・町の知的財産→存在しない
- ・返礼品登録→未実現
- ・継続的な町の収益構造→存在しない

つまり、町費による労務提供の成果が町に帰属していない。

これは委託契約の根幹に反する。

#### 第4 制度上要求されるスキームとの乖離

地域おこし協力隊制度において、特定企業と連携する場合には通常、

- ①町と企業間の委託契約
- ②隊員と企業の雇用契約又は業務従事の法的整理

が必要である。しかし本件ではこれが存在しない。したがって実態は公費による民間企業への労働力提供となっている疑いがある。

#### 第5 無償住宅提供による不公平・財政効果

A氏には国補助事業で整備された「お試し住宅」が無償提供されている。本来、家賃相当額（最大年84万円）は活動経費を圧縮する要素であるが、無償化により活動費200万円を満額使用可能となっている。これは他の協力隊員との著しい不均衡補助金制度趣旨の逸脱である。

#### 第6 B担当職員の重大な過失

本件の本質は、個々の活動内容ではなく制度設計段階でのチェック欠如にある。具体的には、

- ・成果帰属の未設定
- ・契約関係の未整理
- ・町財産形成の視点欠如
- ・活動指標の不存在
- ・住宅無償提供の不公平性看過

である。これらは通常要求される財務会計行為の注意義務を著しく欠くものであり、重大な過失に該当する。

#### 第7 結論

以上より本件は、

- ①公金支出の違法又は不当性
- ②担当職員の重大な過失
- ③町への成果不帰属による損害

が認められる可能性が極めて高い。

よって監査委員に対し、

- ・損害額の確定
- ・関係職員への賠償請求の勧告
- ・支出の違法性の認定

を求める。

追加論点整理（住宅無償提供と利害関係）

第1 A氏の配偶者はD病院の医師であり、当該配偶者はA氏と同一世帯として生活している。一方で、A氏には町有財産（いわゆる「お試し住宅」）が無償で提供されていた。したがって実態として、当該町有財産にはA氏本人のみならず配偶者（医師）も居住していたと推認される。

第2 この事実から生じる法的論点

本件は単なる住宅支援ではなく、次の複合的問題を含む。

1 町有財産の目的外使用の疑い（地方自治法第238条・財産管理の適正）

町有財産の使用は、行政目的又は公益性に基づく必要がある。しかし本件では、地域おこし協力隊員の配偶者である特定医療機関の勤務医が居住している。これは、

- ・協力隊制度の目的
- ・住宅供与の目的

との関係で適法性の検討が必要となる。

2 実質的な利益供与の問題

無償提供された住宅は、経済的利益（家賃相当額）を発生させる。その利益は世帯単位で享受されるため、配偶者にも帰属する。すなわち、特定の民間事業者と関係する個人に対する公的利益供与という構造が生じる。

本来であれば、お試し住宅を、コロナ終息後の第五類になってからの時期に、お試し住宅のこの先の運用を、議論するでもなく、突然廃止にし、地域おこし協力隊専用住宅としての運用に急遽切り替え短期間のうちに地域おこし協力隊員用住宅管理規則（令和5年9月7日制定）を作りそこにA夫妻専用住宅が完成はおかしい、しかも無償。

3 公費支出と事業関係者の同一性

既に指摘しているとおり、本件のクラフトビール事業はC社（D病院関係者が関与）と密接な関係にある。その状況で、当該関係者の世帯に対して町有財産を無償提供しているとなると、公金支出・公有財産管理の公正性という観点から重大な疑義が生じる。

第3 他の協力隊員との不均衡

他の協力隊員は賃貸借契約→活動費から家賃支出という取扱いである。

本件のみ無償提供である場合、地方自治法第2条第14項の「最小の経費で最大の効果」及び行政の公平性に反する可能性がある。

（令和8年2月16日追加資料提出）

1 地域プロジェクトマネージャーによる事業紹介ウェブサイト

2 委託型地域おこし協力隊活動計画書（2023年11月1日～2024年3月31日）

3 委託型地域おこし協力隊活動計画書（2024年4月1日～2025年3月31日）

4 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年2月5日）

- 5 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年3月5日）
- 6 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年3月29日）
- 7 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年5月1日）
- 8 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年6月1日）
- 9 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年7月4日）
- 10 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年8月5日）
- 11 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年9月5日）
- 12 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和5年12月5日）
- 13 委託型地域おこし協力隊活動月報（令和6年1月5日）
- 14 領収証等一式
- 15 地域プロジェクトマネージャーによる事業紹介ウェブサイト（※重複）
- 16 クラフトビール事業に関するクラウドファンディングウェブサイト
- 17 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和44年条例第18号）
- 18 白子町地域おこし協力隊員用住宅管理規則（令和5年規則第37号）
- 19 元気クラフトビール物語

### 第3 請求の受理

令和8年1月30日に受付した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員事務部局の補正指導の補助執行後、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年3月4日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求は、白子町が実施する委託型地域おこし協力隊制度に関し、地域おこし協力隊員A氏に係る委託契約の締結、活動経費の支出、隊員用住宅の貸付等の一連の財務会計行為について、違法又は不当な公金支出が行われているとして、請求人が次の措置を求めるものである。

- （1）本件制度及び関連支出の適法性・妥当性についての監査
- （2）違法又は不当な支出が認められた場合の返還その他の措置
- （3）設置要項及び運用体制の全面的見直しと再発防止策の実施
- （4）地域おこし協力隊員A氏に対する支出金の全額返還請求
- （5）担当職員B氏に対する損害賠償請求
- （6）制度設計及び運用に関する関係文書の提出及び調査

よって、本件監査請求の趣旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、委託型地域おこし協力隊活動に関する「公金の支出」について、法令等に基づき監査を行う。

#### 2 監査対象部署

町企画財政課

### 3 監査の期間

令和8年1月30日から令和8年3月27日まで

### 4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和8年1月30日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年3月10日に実施した。また、請求人からの追加の証拠の提出については、令和8年2月16日に追加提出された。

## 第5 監査の結果

### 1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員から提出された書類、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

#### (1) A氏について

A氏は、令和5年11月1日から令和7年9月30日までの期間、委託型地域おこし協力隊員として任用され、クラフトビール事業に関する活動を行っていた。

A氏が居住していた隊員用住宅については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び「白子町地域おこし協力隊員用住宅管理規則」に基づき、無償で貸与されていた。

#### (2) C社について

クラフトビール製造設備については、C社が主体となって整備を進めており、当該設備は白子町に帰属していない。

#### (3) A氏とC社について

C社と設備工事会社との間で締結された「クラフトビール製造工場の改修工事に係る図面作成業務委託契約書」において、C社を代表して地域おこし協力隊員A氏が、当該施設の使い勝手等について指示を行うこと等一定の関与をしたことが記載されている。

#### (4) 地域おこし協力隊

総務省の公式サイトによれば、「地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組で、隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年」としている。

また、「①自分の経験・能力を活かした地域活性化の仕事に就きながら、理想とする暮らしや生きがいを見つけることができます。②じっくりと時間をかけて仕事や住居等の、定住に向けた準備ができます。（任期後の定住率約70%）③国・自治体等によるサポートが充実しています。④令和6年度

は、10代から60代以上までの幅広い年齢層の総勢7,910名が、移住・定住、観光、商品開発の販売、地域コミュニティ活動、漁業・水産業、農業・林業、環境保全、医療・保健、デジタル、教育・文化、スポーツ等の幅広い分野で活躍しています。」と紹介している。

地域おこし協力隊員事業は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年（総行応第38号）制定）により規定されている。

#### （5）白子町での地域おこし協力隊事業に関する規定等

- ・白子町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年告示第8号）
- ・白子町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和5年告示第159号）
- ・白子町地域おこし協力隊員用住宅管理規則（令和5年規則第37号）
- ・白子町地域おこし協力隊起業支援事業補助金交付要綱（令和6年告示第111号）
- ・白子町委託型地域おこし協力隊受入事業者募集要項

なお、住民監査請求書中の「設置要項」は「白子町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年告示第8号）」を指しているが誤記のため、「設置要綱」と読み替える。

## 2 監査の着眼点

本件については、請求人の主張及び提出資料を踏まえ、次の観点から監査を行った。

（1）本件制度及び関連する財務会計行為が、地方自治法その他の関係法令に照らし適法であるか。

（2）地域おこし協力隊員A氏の活動内容が、制度の趣旨に沿った公益性を有するものであったか。

（3）当該活動が、特定の民間企業の事業準備又は事業活動そのものに公費による労務を提供する結果となっていないか。

（4）上記を踏まえ、返還請求又は制度見直し等の措置を要するか。

## 3 判断

### 1 本件制度及び関連支出の適法性・妥当性について

地方自治法第232条では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と定めている。

本件委託型地域おこし協力隊制度は、条例及び規則に基づき設置・運用されており、制度そのものが直ちに法令に違反するものとは認められない。

しかしながら、地域おこし協力隊員A氏の活動の一部については、後記のとおり、制度趣旨との整合性を欠き、妥当性を欠くものが含まれていたと認めら

れる。

## 2 違法又は不当な支出の有無及び返還の可否について

地方自治法第242条第2項により、住民監査請求の対象となる財務会計行為は、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内のものに限られる。

また、地域おこし協力隊制度は、隊員の活動を通じて地域の公益的課題の解決を図るものであり、特定の民間企業の事業準備又は営利活動そのものに公費による労務を提供することを本旨とするものではない。

ただし、その判断は難しく、そもそもクラフトビールの製造ができなければ、クラフトビールの醸造を核として地域振興及び地域活性化を目指すものである点は考慮せざるを得ない。

地域おこし協力隊活動月報及び日報、関連する書類を確認すると、活動当初は地域とのコミュニケーションも確認できたが、次第にB社の業務であると推認される業務にA氏が従事していたと認められる活動が散見される。

地域おこし協力隊としては、醸造所の立ち上げだけでなく、商品開発、ブランディング、町の関連団体との連携、イベントの企画などの活動も期待されていたと考えられる。

したがって、町費を原資とするA氏の活動のうち、当該民間企業の事業準備に直接資するものと認められる部分については、妥当性を欠く著しく正当ではない公金支出であったといわざるを得ない。

もっとも、住民監査請求の対象期間は、令和8年1月30日から遡って1年以内に行われた財務会計行為に限られること、及びA氏の活動全体が不当であったとは認められないことから、請求人が求める支出金の全額返還を求めることは相当でないと判断する。

## 3 制度見直し及び再発防止策について

地方自治体は、地方自治法第2条第14項に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」原則に基づき、制度運用において適正な管理体制を整備すべき責務を負う。

本件においては、協力隊員が民間事業者と関与する場合の範囲、成果の帰属及び活動内容のチェック体制について、十分な整理がなされていたとは言い難い。

## 4 担当職員B氏に対する損害賠償請求について

職員個人に損害賠償責任を求めるためには、違法な財務会計行為と当該職員の故意又は重過失との因果関係が必要である。

本件は、制度運用全体としての課題に起因するものであり、特定の職員個人の判断に帰するものとは認められない。したがって、担当職員B氏に対し、損害賠償請求を行うべきものとは認められない。

## 5 関係文書の提出及び調査について

本件監査においては、請求人から提出された資料を含め、必要な関係文書の

提出及び調査を行った上で判断しており、これ以上の措置を講ずる必要は認められない。

## 第6 結論

以上のことから、地域おこし協力隊員A氏の活動の一部について、住民監査請求の対象期間内（令和7年1月30日から令和7年9月30日まで）に行われた財務会計行為に限り、不当な公金支出が認められる限度において、本件住民監査請求は理由があるものと認め、これを一部認容する。

よって、町長に対して、「地域活動に対する対価」以外の当該部分の「地域活動に要する経費」のうち不当と認められた活動に対応する支出について精査のうえ、本日から3ヶ月以内にA氏へ返還を請求するよう勧告する。

また、上記不当支出については、民法第703条（不当利得返還）の趣旨に照らし、A氏に対し、その支払日までの遅延損害金相当額の支払いを求めることが相当である。

なお、その余の請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

以上